

科学研究費助成事業 研究成果報告書

平成 26 年 6 月 6 日現在

機関番号：32508

研究種目：基盤研究(B)

研究期間：2010～2013

課題番号：22330151

研究課題名(和文)労働市場から排除された若者を支援する政策手法とその評価に関する国際比較研究

研究課題名(英文)Helping Young People Who Are Excluded from Labour Market: Policies, Schemes, and their Evaluations in Japan, Holland, Australia, United Kingdom, and Finland.

研究代表者

宮本 みち子(miyamoto, michiko)

放送大学・教養学部・教授

研究者番号：60110277

交付決定額(研究期間全体)：(直接経費) 13,200,000円、(間接経費) 3,960,000円

研究成果の概要(和文)：現代における若者のリスクは、教育から労働市場への移行の困難として表現されてきたが、それは特定の階層に集中している。これらの若者は家庭・学校・職場のいずれにおいても不利な立場で連鎖的に社会から排除されている。

日本・オランダ・オーストラリア・イギリス・フィンランドの国際比較から日本の特徴をみると、若者の自立を担保する社会保障制度は極めて弱体である。社会的に孤立し就労困難な若者の増加に歯止めをかけるためには、所得保障と就労支援サービスのセット、教育・福祉・労働・保健医療制度の連携が必要である。ターゲットを絞った支援サービスだけでなく、若者の社会参加とエンパワメントを若者政策に位置づけるべきである。

研究成果の概要(英文)：Transition from education to employment is generally recognised today as one of the major obstacles for young people's progression in life. It is worth noting, however, that this obstacle is experienced almost exclusively by one particular group of young people: those who come from broken families and/or socially disadvantaged background. These young people are often underachievers at school and if they are employed, they are likely to be unfairly treated at workplace. Compared with Holland, Australia, United Kingdom, and Finland, the system of social security that helps young people to become independent is almost non-existence in Japan. Youth services that focus on specific needs are valuable, in order to address the issue of exclusion, it is essential to establish a youth policy of wider scope that has empowerment of young people and their social participation in its centre.

研究分野：人文・社会科学

科研費の分科・細目：基盤研究(B)

キーワード：若者 社会的排除 自立支援 国際比較 若者政策 社会的経済センター 労働市場 雇用

1. 研究開始当初の背景

欧州で、学校から仕事へのスムーズな移行が難しくなり、多くの若者が安定した仕事の世界に着地するまでに長い時間を必要とするようになったのは1980年代で、日本より20年近く早かった。失業、非自発的なパートタイム労働、有期限雇用契約、一時的労働が増加し、安定した「いい仕事」が減少したが、その波をもろに蒙ったのは、中流層に属さない若者たちであった。

成人期への移行の長期化は、社会の構成員としての役割取得を延期させ、意識の点でも実態の点でもアウトサイダーと化していく若者を増加させることにもなった。しかも、新自由主義の流れのなかで、自己選択と自己責任の圧力が強化され、若者のなかでも不利な状況に置かれた層の周辺化が進行した

2. 研究の目的

3つの研究目的を設定した。第一は、労働市場への参入困難層の実態を把握し、社会的支援の対象とすべき若年層を明らかにすること、第二は、現行の支援方策に関する評価を行い、地域の包括的若者自立支援システムのモデルを構築すること、第三は、若者政策および支援手法を国際比較によって類型化し、日本の構造的特性と課題を明らかにすることである。

3. 研究の方法

1) 就労困難な状態にある若者に関する内外の調査・研究資料を収集し、さらに研究メンバーの実践現場における調査データを合わせて分析をした。

2) 連携研究者が活動している若者支援団体の取り組みを振り返り、支援手法に関する検証作業を積み重ねた。

3) オーストラリア、デンマーク、オランダ、ドイツ、韓国において、学校から社会への移行に関する支援政策および、具体的な取り組みに関する調査を実施した。社会的支援の対象とすべき若年層に対して行政と民間団体がどのような政策をもち、支援プログラムを立て、実践しているかを把握した。

4) 内閣府が実施した高校中退者調査に本研究チームの5名のメンバーが参加した。調査は、調査票を用いた量的調査と、面接・聞き取り調査の二段階で実施した。1)と2)の調査結果を合わせて、高校教育の底辺層の問題を浮き彫りにした。

4. 研究の成果

1) 就労困難な若者の概容

1990年代以後、不登校、中退、不安定雇用、ひきこもり、無業(ニート)そして低所得(貧困)の若者が増加したが、それらの若者に共通するのは希薄な社会関係と経済的不安定という特徴であった。脆弱性をもつ若者の実態をみていくと、複雑な家族関係(家族への不安定な帰属または断絶)、学校教育

における不登校や中退、友人関係の剥奪(学校への不安定な帰属または断絶)、仕事を通じた社会関係の不在(職場への不安定な帰属または断絶)など、総じて不安定な社会関係に特徴がある。また、心身の疾病や障害と関係していることが少なくない。そこに貧困が結びついていることも多い。これらの若者の実態から現代社会のリスクの特徴が見えてくる。

第1は、子ども期から若者期の成長を担保しセーフティ・ネットとして機能していた安定した家族と雇用が力を失い、従来の典型的なリスクとされた現象に対して社会保障の網をかぶせるだけでは子どもや若者を守ることができなくなったこと。第2は、リスクに対処する力は社会階層によって歴然とした差があるという事実で、格差はすでに幼少期に生じ、貧困の再生産が明確に現れている。20年におよぶ経済不況はまず親世代を直撃し、それが子どもの成育上の不利となり、学校教育からの排除をもたらし、不安定雇用につながるという貧困の世代間連鎖が生まれている。第3は、社会的孤立というリスクである。家族や親族集団、地域コミュニティ、職場など、若者の社会的帰属を担保し社会関係を築く基盤となっていた場が弱体化し、時には帰属を拒むようになる。社会関係から排除され、社会制度からも排除される若者が顕在化したものと解釈できる。

現代における若者のリスクは、教育から労働市場への移行の困難として表現されてきたが、それは特定の階層に集中している。グローバル化・IT化と財政の悪化のもとで、社会的格差が拡大したが、若者に関しては労働市場から排除される長期失業者や不就業者を法則的に生みだす。このような現象は先進国で共通にみられる現象である。これらの若者は、家庭・学校・職場のいずれにおいても不利な立場に置かれ、連鎖的に社会から排除され、アンダークラス層を形成するであろう。

2) 欧州連合諸国の若者支援策

欧州連合(EU)諸国の若者政策は1990年代に登場した。その枠組みを見ると、第一に、グローバル化と少子高齢化する社会の将来の担い手を育て、第二に、若年雇用の悪化による二極化によって社会から排除される若者が増加することを防止(社会的包摂)し、第三に、若者のシティズンシップを強化することに力点が置かれている。若者の自立を保障する社会システムは、子ども期からの一連の取り組みのなかでこそ有効となる。若者期で特に重要なことは、すべての若者が労働市場の内部か外部かを問わず、社会に参加できること、つまり社会から排除されないことがないよう環境条件を整えることである。

OECDのレビューによれば、学校教育を離れた後、安定した仕事に就くことが困難な若者には、「取り残された若者」と「うまく入り込めなかった新参者」の二つの集団がある。

「取り残された若者」は、さまざまな不利益が累積している若者たちである。その核を成しているのは、仕事に就かず、職業訓練も受けておらず、後期中等教育も受けていない若者（ニート）である。高校中退者、移民や少数民族の出身者、貧しい地域・農村・過疎地の若者のなかにより多く見られる。これらの若者を生まないために必要なこととして、OECD レポートは3点を挙げている。

学前教育を強化して、学校入学時で格差が生まれるのを防止すること、義務教育で学力をつけることを重視すること、後期中等教育を修了できるよう支援を強化すること、である。様々な理由で学校教育から排除されないことが、労働市場への参入のための非常に重要な条件になっているのである。

「うまく入り込めなかった新参者」は、学校修了資格はもっていることが多いが、好調な経済成長期でさえ、安定した雇用を得るのが難しい状態にあり、一時的な仕事、失業、無業状態の間を頻繁に行ったり来たりしている若者たちである。これらリスクのある若者集団の最小規模は、欧州諸国のなかでデータの入手可能な国々の推計によれば、2005～2007年に15～29歳の若者の18%を占め、そのうちの45%が「うまく入り込めなかった若者」、55%が「取り残された若者」だった。不況になるとこれらの若者の数は増加し、好況になると減少するが、最も不利な条件を持ったコアの若者は、好況になっても仕事の世界に入ることが困難である。

これらの若者集団を最小限度の数にするためには、低学歴のまま学校を離れる数を減らすだけでなく、教育経路を多様化し、離学者の学力やエンプロイアビリティ（雇用価値があること）を上げる必要がある。

学習と労働を組み合わせるモデルをとる国に比べて、「まず学校、それから仕事」モデルを取る日本などの国は次のような問題を抱えている。

学校から職業への移行が急激な変化であるために、スムーズに移行できない若者を生みやすい。

入職のための試行錯誤が許されない。

学び直しや職業資格を取るための時間を取ることが不利な結果を生みやすい。

日本に関して言えば、終身雇用制と新卒一括採用という慣習が、これらの問題を生み出している。それとは対照的に、北欧諸国、オーストラリア、カナダ、アメリカは労働と学習の間を何度も行ったり来たりすることが制度的にも社会通念的にも認められていて、やり直しすることができる。

若者が学校を中退するのを防ぎ、また、学校から職業への移行が急激であるために適応できなくなるのを防止するには、学校と仕事の世界をゆるやかに架橋することが必要であり、学業の妨げにならない程度の仕事、インターンシップ、実習が役立つといわれている。技能と職業能力を高めるための学習機

会は、単に仕事に就くためだけでなく、個人的・市民的・社会的にも重要である。しかも、幅の広い能力を形成するためには、フォーマル教育以外の学習の機会も必要である。ところが、恵まれた若者ほど、情報・資金に恵まれ、高い意欲をもってあらゆる教育機会へと参加する傾向があり、ここでも格差は拡大する傾向がある。

このような若者をめぐる社会経済状況を踏まえて欧州連合諸国（EU）では、不利な条件下に置かれた若者の問題を、適正な所得や資源あるいは労働市場から排除され、社会サービスや社会関係から排除された人々の「社会的排除」の問題として位置づけて社会政策を展開するようになった。

3) 各国の若者政策 5カ国の比較

日本・オランダ・オーストラリア・イギリス・フィンランドの国際比較という観点から若者に対する所得保障と雇用サービスの取り組みを整理して、日本に対する社会政策上の示唆を導き出した。まず、所得保障と雇用サービスの関係を3つに類型化し、日本とオランダを「保険型」、オーストラリアを「扶助型」、イギリスとフィンランドを「混合型」の代表事例として分析した。日本は、若者の所得保障の捕捉率が低いことに特徴がある。そのことが、第一に、若者の社会サービスに対するアクセスを著しく阻害している。第二に、所得保障の欠如によって、社会サービスとのアクセスを喪失してしまうことで、若者が抱えるニーズを適切に判断する機会が失われることを示し、日本における若者政策・若者の生活保障政策への示唆を示した。

若者政策は、若者期に特有のリスクとニーズに対するセーフティ・ネットの構築というミッションをもっているが、若者の自立を担保する社会保障制度は極めて弱体である。社会的に孤立し就労困難な若者の増加に歯止めをかけるためには、所得保障と就労支援サービスのセット、教育・福祉・労働・保健医療制度の連携が必要である。また、ターゲットを絞った支援サービスだけでなく、若者の社会参加とエンパワメントを若者政策に位置づけるべきである。

4) 学校から仕事への移行を支えるオルタナティブ教育システム

より本格的に困難を抱える若者の学校から仕事への移行期を支えるシステムとして必要なのは、「柔軟な職業訓練機関」と「中間的な働き場」である。

「教育から排除」された経験を持ち、学校から仕事へのストレートな移行が困難な若者のために、中断せざるをえなかった一般的な教養や基礎学力を獲得するための教育課程をも含んだ職業訓練のプログラムが必要である。それは就きたい職種がはっきりした若者のための専門的な職業訓練機関ではなく、進路選択や再選択を保障するためのより柔

軟な職業訓練機関である。

<デンマークに発しドイツにも広がっている「生産学校」>

デンマークに発しドイツにも広がっている「生産学校」は、正規の教育コースからドロップアウトした若者を対象とした職業学校である。デンマークでは1985年に生産学校法が制定され、意欲を喪失した若い失業者に対する「第三の教育」機関として設置されている。生産学校法の第一条には「生産学校は、実習と生産経験を土台とした職業訓練プログラムを提供する。青年教育（日本でいえば高校）を受けていない、青年教育を開始するために必要な資格を持っていない、または青年教育を中断した25歳以下の若者を対象とする。」と対象者を定めている。

デンマークでは9年制の義務教育（国民学校）を修了すると、後期中等教育は複線型でギムナジウムと職業学校と職業コースに分かれるが、特に職業訓練コースからドロップアウトする若者が多く、この若者たちをコースに戻すための補完的な教育機関として生産学校は機能している。職業訓練コースドロップ組が35%で一番多く、つぎに多いのが国民学校の未修了者や修了はしたけど次のコースにすすまなかった者が27%である。この国民学校からの経路は基礎自治体毎に設置されている青年教育相談センターを通して行われる。センターの相談員は国民学校での進路指導を担当し、リスクのある若者を生産学校に誘導する。

生産学校は全国で78校あり、2007年の生徒数は8,851人であるが、デンマークの総人口が550万人に過ぎず、日本の人口に当てはめればおよそ20万人の若者が生産学校に通っていることになる。およそ生徒数100人の学校が人口7万人に1校の割合で設置されていることになるから、その数は圧倒的である。

翻って、日本におけるオルタナティブな学校づくりは、教育政策そのものを揺り動かすほどの影響力は持ち得なかったが、教育特区でのNPO立学校の開校など一定の成果を見せている。その一方で、若者支援にシフトしていった団体は国の労働行政との連携の中にその運営基盤を求めながらも、若者の

学校から仕事への移行支援政策プログラムをさまざまにつくり出してきており、デンマーク・ドイツの「生産学校」やフィンランドの「ワークショップ」ほどの教育内容や広がりを持ち合わせているわけではないが、従来の職業教育を補完するオルタナティブな教育システムを構築し始めている。ただし、さまざまな生産分野でのより職業訓練が総合的に運営されていた生産学校のような職業教育プログラムというより、ベーカリーやレストランといった単一の分野における仕事場づくりの段階であり、いわゆる本格的な就業への準備就労の場としてのいわゆる「社会的企業」の立ち上げが始まっている。

韓国のオルタナティブ教育運動はこのような変遷を明確に示す。わが国に遅れたものの急速に進んでいった代案学校（オルタナティブ学校）運動であるが、やはりIMF危機を転機に仕事体験プログラムをさまざまにつくりだし、中でも「ソウル市立青少年職業体験センター（Haja）」は、社会的企業インキュベーション事業へと段階的にシフトしてきている。

5) 若者支援の検討

豊中パーソナルサポートセンター（TPS）の実践

2010年の「さまざまな生活上の困難に直面する人々に対して個別的・継続的・包括的に支援を実施するモデル事業」の一翼を担った当センターにおける若者支援の手法を検討する。TPSは、既存の相談窓口からのリファー方式で相談を受け付け、これまでにない市民サービスを通して就労・自立支援モデル事業を確立することがミッションとされた。TPSの体制は、包括的に個別の支援策を立てる専門家集団と多様な出口を探し、つなぎ、創る出口開拓集団の2部チームの連結型支援スタイルに特徴がある。

若者支援の方法として、在学中から支援を開始することの必要性を認識し高校との連携体制を徹底して追求した。定時制高校内に「学校内相談室」を開設し、同時に「居場所」も作った。不登校になった生徒には教師と一緒に家庭訪問を行う。学校定着と卒業へのサポートを中心としながら、ケースによってはTPSがハブとなって児童相談所や市障がい福祉課や生活福祉課、府下の支援機関や医療機関、企業やハローワークなどの連携を行いリスクキャッチと解決、就労支援を行った。

TPSの一連の取り組みは、福祉分野だけでなく、就労分野、経済分野、教育分野やコミュニティ分野にもかかわった持続可能な「福祉商店街」の可能性を秘めている。それは3つに集約できる。緊急雇用創出事業をはじめとする制度のもと、官民共同で資源を持ち合っていること、支援団体や経済活動が集積しており、密接な関係を作っていること、TPSのように地域をデザインし、人や団体・企業をつなぐ媒体があること。

次に述べるK2インターナショナルの取組にも共通するが、支援の必要な若者とできるだけ早くつながるための仕組み（学校との連携は極めて重要）、若者が抱えている多面的ニーズに対して包括的サポートという手法、そして中間的就労の場を作ることと、その後の出口を開拓することが重要であり、支援者に求められている力量である。

（株）K2インターナショナルグループ（以下K2）の実践

若者支援における「中間的就労の場づくり」や「若者支援における社会的企業」「持

続可能な若者支援の取り組み」について検討した。K2 は設立当初から自前の事業部門を立ち上げ中間的就労の場づくりを行ってきた団体だが、特に 2005 年に厚生労働省「若者自立塾」の運営団体として選定されたところから利用者数の増加、年齢層の変化（10代が中心から 20 代～30 代へ）、利用者の経済的な問題などが大きく変化した。国や地方自治体との連携も進み、さらに利用者は増えてくると、働く場づくりが K2 としても目前の課題となっていた。必要に迫られながらこの 6～7 年間に立ち上げた事業、法人は 30 以上になる。

2005 年に厚生労働省委託事業「若者自立塾」としてスタートし今年で 7 年目となる部門（Y-Max）の、2010 年、2011 年の参加者で「基金訓練合宿型」として実施した 92 名の参加者について、利用者の状況とその後の進路について分析した。男女比は 87 パーセントが男性、13 パーセントが女性。年齢は 10 代が 12 パーセント、20 代前半が 37 パーセント、20 代後半が 26 パーセント、30 代が 18 パーセントという年齢構成になっている。この対象者の進路状況のデータを参照すると、修了時に進路が決定した者は 30 パーセントと低いのが、6 か月後を見ると、7 割以上の受講者が進路決定している。また、注目すべき点として、講座終了後も継続して K2 の共同生活寮に留まり、生活支援を受けている利用者については 100 パーセント進路決定しているという点である。また、進路が決定しているだけでなく、現在まで就労を続けている事も付け加えたい。

発達障害に詳しい臨床心理士のスタッフはこのように言っている。「発達障害の子どもについては SST（ソーシャルスキルトレーニング）が有効であるが、青年期以降の若者については SST はあまり効果が得にくい。有効なのは実際の現場で実習をしながら、職場環境を整えていく事である。若者支援の現場では、「発達障害」を抱える若者の割合は 3 割から広義にとれば 5 割とも言われているが、その多くは 20 代～30 代の若者で、その年齢まで療育環境になかった者がほとんどである。こだわりの強さ、能力のばらつき、コミュニケーションの苦手さなどがマイナスとしてとらえられ、親や友人、学校や職場等で不具合を感じ続けてきている。

K2 が、困難を抱える若者を雇用しながらも事業として成立させるにはいくつかのポイントがある。1 つ目はニーズありきで事業を立ち上げる。一人の若者のニーズをしっかりとくみとって支援を行い、既存のものでサポートできれば最大限に使い、なければ作るという姿勢でやってきた。2 つ目は「共同生活」である。K2 は 20 年前から共同生活を柱とした支援をしているが、現在は一軒家にみんなで住むような形だけではなく、横浜・根岸を中心とした地域に近接して多様な住まいを提供している。困難を抱える若者が働き

ながら緩やかなコミュニティの住民としてサポートを受ける事ができるというメリットがある。

6) 困難をはねかえす道筋としての「主体化」
社会的排除は、経済関係からの排除ではなく、社会関係からの排除を指すためにもうけられた概念である。ここでの、社会関係とは、単に、孤立していない状態を指すのではなく、社会参加している状態、すなわち、「市民」として、社会形成の主体である状態を指す。すなわち、社会的排除とは、社会参画からの排除であると定義できる。若者の社会的排除について、とりわけ、社会的に不利な条件におかれた若者の主体化に着目する。弱者に対する「支援」は、しばしば、エンパワメントとは逆方向に作用し、本人の無力性を一層際立たせる結果になりやすい。若者支援が、ラベリングを通じてさらなる弱体化を引き起こすのではなく、むしろ、脱スティグマ化を通じてエンパワメントにつながる文脈の要素を分析した。

ヨーロッパ若者白書に示された発想は、Arnstein(1969)の「市民参加のはしご」を、子ども・若者分野に応用した Hart(1992)の「子ども参画のはしご」とも共通し、最近翻訳された、フィンランドの中学校現代社会教科書（ホンカネンほか、2011）のはしがきにも、明瞭に宣言されている。つまり、当事者である若者による、異議申し立て自体が、全体にとって有用であるとされている。子ども・若者の利用者としての参加の促進は、様々な国で政治的な意思として行われている。たとえば、英国の教育雇用訓練省は、2001 年に、「Learning to Listen: Core Principles for the Involvement of Children and Young People」(『聴くことを学ぶ：子どもと若者の参与のための中核的原則』)(Department for Education and Skills, 2001)を出して、子ども・若者参画の原則を打ち出して実践を重ね、その結果を踏まえて、2003 年に Building a Culture of Participation---Involving Children and Young People in Policy, Service Planning, delivery and evaluation---Handbook」(『参加の文化をつくる---政策、サービス計画、実施、評価に子ども・若者を巻き込む---ハンドブック』)(Kirby et al, 2003)を発表し、子ども・若者参加を促進するための具体的な手法について、詳細なガイダンスを提供している。

5. 主な発表論文等

[雑誌論文] (計 14 件)

1. 宮本みち子「早期に社会へ出る若者のための教育と支援を考える」『産業教育学研究』第 44 巻第 1 号 pp.5-12(2013)
2. 津富宏「静岡方式で行こう！～地域を創る伴走型支援」『協同の発見』246、pp.97-106 (2013)
3. 津富宏「若者と若者政策 - スウェーデン

の視点」『国際関係・比較文化研究』11(2)pp.71-84(2013)。

4. 津富宏(訳)「フィンランド若者法(試訳)」『国際関係・比較文化研究』12(1)pp.207-215(2013)。

5. 宮本みち子「若年不安定就業者の経済的移行と家族形成の実態 親の家からの独立の課題を中心に」『日本労働社会学会年報』有 第23号(2013) pp.49-74

6. 白水崇真子「豊中市におけるパーソナルサポートとコミュニティ経済」『調査季報』171無171号(2013) pp.54~57

7. 宮本みち子「生活困窮者の増加と生活保障の課題」『生活経営学研究』有 No.48(2013) pp.3-10

8. 宮本みち子「成人期への移行モデルの転換と若者政策」『人口問題研究』招待第68巻(2012) pp32-53

9. 平塚眞樹「ヨーロッパにおける若者支援の現段階～フィンランドに焦点をあてて第3回」『高校のひろば』無 83号(2012)pp.66~69

10. スウェーデン青少年庁(津富宏訳)「若者と若者政策 - スウェーデンの視点」『国際関係・比較文化研究』無 11(2)(2012) pp.71-84

11. 宮本みち子「若者支援の現在と展望」『教育』第62巻 第3号 招待 第3号(2011) pp4-13

12. 宮本みち子「早期に社会へ出る生徒のために キャリア教育・職業教育再考」『教育展望』臨時増刊43 第57巻 第6号 招待 第57巻第6号(2011) pp28-33

13. 宮本みち子「困難な条件をもつ若者に対する就労支援 - 包括的支援がなぜ必要か -」『都市問題』無 101(2010) pp.57-63

14. 平塚眞樹「EUにおける若者政策の研究動向」『教育政策学会年報』無 17(2010) pp.168-174

15. 西村貴之「地域における学校から社会への若者の包括的支援の検討 - 横浜市立戸塚高等学校定時制課程の進路指導を軸にした学校づくりに注目して」『調査季報』(横浜市都市経営局政策課)(2010) 無 168.

[図書](計13件)

1. 宮本みち子「若者支援のこれまでとこれから」, 細金恒男・境野健兒・込側孝一郎編著『地域・労働・貧困と教育』かもがわ出版, pp.199-217(2013) 289頁。

2. 宮本みち子「若者の自立を保障する」, 宮本太郎編著『生活保障の戦略』岩波書店, pp.61-90(2013)229頁。

3. 樋口明彦「若者問題と多元的な社会的包摂 社会保障と雇用のかたち」藤村正之編『シリーズ福祉社会学 3 協働性の福祉社会学』東京大学出版会, pp.97-115(2013)。

4. 平塚眞樹(共著)『若者の居場所と参加ユースワークが築く新たな社会』(2012) 286頁 東洋館出版社

5. 樋口明彦(共著)『よくわかる産業社会

学』(2012)199頁 ミネルヴァ書房

6. 宮本みち子『人口減少社会のライフスタイル』(2011) 307 放送大学教育振興会

7. 平塚眞樹「日本の若者問題をめぐる「公共圏と規範」」樋口明彦・上村泰裕・平塚眞樹編『若者問題と教育・雇用・社会保障 東アジアと周縁から考える』(2011) 293頁 法政大学出版局

8. 樋口明彦・上村泰裕・平塚眞樹『若者問題と教育・雇用・社会保障』(2011) 293頁 法政大学出版局

9. 津富宏+NPO 法人青少年就労支援ネットワーク静岡『若者就労支援「静岡方式」で行こう!!』(2011) 186頁 クリエイツかもがわ

10. 乾彰夫・平塚眞樹「ポスト産業社会イギリスにおける若者の移行過程変容と若年支援政策」鈴木敏正編『持続可能な包摂型社会への生涯学習 - 政策と実践の日英韓比較研究』(2011) 292頁 大月書店

11. 長須正明「キャリア教育とは何か」河村茂雄編著『専門学校先生のためのhyper-QUガイド』(2011) 108 図書文化社

12. 長須正明・河村茂雄編著『生徒指導・進路指導の理論と実際』(2011) 235頁 図書文化社

13. 平塚眞樹「若年移行期の変容とコンピテンシー・教育・社会関係資本」本田由紀編『労働再審 1 転換期の労働と<能力>』(2010) 285頁 大月書店

ホームページ等

世界の若者支援・現場レポート

<http://www.campus.ouj.ac.jp/~miyamoto/index.html>

6. 研究組織

宮本 みち子 (Miyamoto, Michiko)

放送大学・教養学部・教授

研究者番号: 60110277

長須 正明 (Nagasu, Masaaki)

九州産業大学・国際文化学部・教授

研究者番号: 20369474

樋口 明彦 (Higuchi, Akihiko)

法政大学・社会学部・教授

研究者番号: 70440097

平塚 眞樹 (Hiratsuka, Maki)

法政大学・社会学部・教授

研究者番号: 10224289

津富 宏 (Hiroshi, tsutomi)

静岡県立大学・国際関係学部・教授

研究者番号: 50347382

西村貴之 (NISHIMURA TAKAYUKI)

首都大学東京・人文科学研究科・助教

研究者番号: 60533263